

平成 28 年 7 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

短時間労働者に対する社会保険適用拡大 平成 28 年 10 月～大会社勤務の方のみ対象

夫が会社員で妻がパート勤務で働いている場合、扶養の範囲内で働きたいという家庭は多いのではないのでしょうか。

皆様も聞いたことがある「103 万円の壁」や「130 万円の壁」の他に、今年 10 月から新たに「106 万円の壁」が加わります。

1. 税金の壁

妻のパート収入が 103 万円以下であった場合、基礎控除は 38 万円、給与所得控除は 65 万円となります。従って、合計 103 万円となり所得税が免除されます。

これが 103 万円の壁と呼ばれるものです。

税法上の壁には住民税も存在し、お住まいの地域によって課税ラインが変わってきますが一般的には 93 万円～100 万円の壁となります。

2. 社会保険料の壁

社会保険の被扶養者の所得制限には「年間収入が 130 万円未満であること」（60 歳以上の方が被扶養者になる場合には 180 万円未満であること）とあります。

このため 130 万円未満に収入を抑えている方もいらっしゃるかと思いますが、2016 年 10 月からは 下記の全ての条件を満たした場合は 130 万円が 106 万円となります。

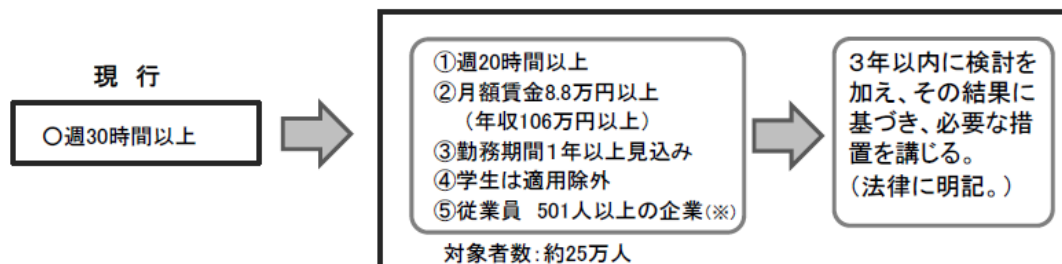
- ① 従業員が 501 人以上の企業に勤めていること
- ② 週 20 時間以上働くこと
- ③ 月額賃金 8 万 8 千円以上（年収 106 万円）であること
- ④ 1 年以上働くことが見込まれること。
- ⑤ 学生でないこと

対象者は約 25 万人といわれていますが、将来的には範囲が拡大され、2019 年 10 月には従業員が 301 人以上の企業で働く人も対象となる見込みで、摘要範囲は広がっていきそうです。

経営者としては、社会保険料の半額負担の増加や短時間労働者のシフトの調整などの問題が考えられますので、今から準備が必要となります。

《改正内容》

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)



(※) 適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

(厚生労働省年金局HPより)